

○経済産業省告示第 号

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条第一項第三号、第十三号イ及び第十四号の規定に基づき、鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成十七年経済産業省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（放射線業務従事者等の線量限度） 第五条 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、	（放射線業務従事者等の線量限度） 第五条 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、

実効線量については、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 女性（妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠の意思のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女性については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により鉱業権者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「

実効線量については、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により鉱業権者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「

内部被ばく」という。）について一ミリシーベルト

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 妊娠中である女性の腹部表面については、前項第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

3 「略」

（線量の測定）

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定する外部被ばくによる線量は、次により測定す

内部被ばく」という。）について一ミリシーベルト

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 妊娠中である女子の腹部表面については、前項第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

3 「略」

（線量の測定）

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定する外部被ばくによる線量は、次により測定す

ること。

一 胸部（女性）（妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあつては腹部）について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕

ること。

一 胸部（女子）（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあつては腹部）について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕

部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女性）にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、同号による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

三・四 「略」

2ゝ4 「略」

（実効線量等の算定）

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定す

部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子）にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、同号による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。

三・四 「略」

2ゝ4 「略」

（実効線量等の算定）

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定す

る実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。 一 「略」 二等価線量は、次のとおりとする。 イ・ロ 「略」 ハ 第五条第二項第三号に規定する妊娠中である<u>女性</u>の腹部表面の等価線量については、一センチメートル線量当量 三 「略」 2 「略」	る実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。 一 「略」 二等価線量は、次のとおりとする。 イ・ロ 「略」 ハ 第五条第二項第三号に規定する妊娠中である<u>女子</u>の腹部表面の等価線量については、一センチメートル線量当量 三 「略」 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。